

第25期宝塚市農業委員会

令和6年第12回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年12月20日

(2024年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第12回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)12月20日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 係長 木元富夫 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|--|
| 1 議案第51号 | 農用地利用集積計画決定の件 |
| 2 議案第52号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件 |
| 3 議案第53号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 |
| 4 議案第54号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 |
| 5 議案第55号 | 生産緑地に係る主たる従事者証明願の件 |
| 6 議案第56号 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件 |
| 1 報告第49号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件 |
| 2 報告第50号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 |
| 3 報告第51号 | 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件 |

- 4 報告第52号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件
- 5 報告第53号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の
証明の件

令和6年第12回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年12月20日

開会 午後14時00分

○林会長 それでは、本年最後の12回目の定例会を開催したいと思います。

本日は、欠席者はなしてございます。第12回の総会は成立しております。

本日の議事録署名人には、10番の金岡委員、13番の田中委員お二人にお願いしたいと思います。それでは、総会を始めたいと思います。事務局長から諸般の報告をお願いしたいと思います。

（諸般の報告）

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移ります。

議案第51号 農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第51号 農用地利用集積計画決定の件。着座で失礼いたします。

宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので御審議願います。令和6年（2024年）12月20日。宝塚市農業委員会会長林五郎。

では、次の2ページを御覧ください。全部で4件ございますが、うち2件同じ内容となっておりますので、全部で2件となっております。

1件目、（住所）、（氏名）さんが貸主で、借主が神戸市中央区下山手通5丁目7番18号、公益社団法人 ひょうご農林機構です。届出地が境野字（地番）、地目は田、地積は2,959㎡で、貸借の始期が公告日。終期が令和16年11月30日。存続期間が10年間で、利用権の種類は賃借権です。年間の賃料が3万4,000円です。その他といたしまして、位置図は4ページを御覧ください。

2件目、同じ筆になるのですが、貸主が神戸市中央区下山手通5丁目18番7番18号の公益

社団法人 ひょうご農林機構で、借主が（住所）、（氏名）さんです。届出地が同じく境野字（地番）、地目は田、地積は2,959㎡。始期も同じく公告日、終期も同じく令和16年の11月30日。存続期間も同じく10年です。利用権の種類は賃貸借権で、年間の賃料が3万4,000円となっております。

3件目です。貸主が（住所）、（氏名）さん。借主が先ほどと同じく、神戸市中央区下山手通5丁目7番18号の公益社団法人 ひょうご農林機構です。届出地が境野字（地番）で、地目は田、地積が1,005㎡です。始期が公告日で、終期は令和16年の11月30日で、賃貸の存続期間が10年間です。利用権の種類は賃貸借権で、年間の賃料は1万1,000円です。位置図につきましては、同じく4ページを御覧ください。

続いて4件目、先ほどと同じ筆に関してです。届出者の貸主が、神戸市中央区下山手通5丁目7番18号の公益社団法人 ひょうご農林機構で、借主が（住所）、（氏名）さんです。届出地が境野字（地番）、地目は田、地積は1,005㎡で、始期も同じく公告日で、終期も同じく令和16年の11月30日です。存続期間も同じく10年で、利用権の種類は、賃貸借権、年間の賃料が1万1,000円となっております。この2件の農地が隣接する農地となっており、位置図につきましては2つとも4ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1から2、3、4件目まで、福本委員。

○福本委員 この田は、長らくちょっと遊休農地になって、誰も使われていなかったのですが、借主の方も貸主の方も今回、一生懸命取り組もうとされているので、大丈夫だと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして、御意見、御質問はございますか。

○平塚委員 すいません。いいですか。

○事務局 はい。

○平塚委員 これ両方ともひょうご農林機構というところが、仲介されているような。名前が入っ

ている。今までこんなこと私、記憶がなかったのですけれど、これは何か理由があるのでしょうか。

○事務局 はい。農地の貸し借りの方法として、よく出てくるのが、この農用地利用集積計画決定の件っていうので、貸主と借主の方、直接の利用権の設定っていうものと、あともう一つこの中間管理機構っていう「ひょうご農林機構」のことを言うのですけれども、その中間管理機構という機構が間に入った貸し借りの仕方も、貸し借りの方法として、これまた西谷の市街化調整区域に限った話なんですけれどもあります。その場合、一応転貸しという形に、形上はなりまして、農地を借りているのはひょうご農林機構で、そのひょうご農林機構からまた別の方に農地を貸すという、形式上なのですから、そういった形になりますので、こういった議案書の記載方法でさせていただきます。

○平塚委員 これは何か、耕作計画というのは別に出て、それを農林機構が承認して、こう貸すというそういう仕組みになっているのですか。

○事務局 そうですね。耕作計画といいますか、一応、この農用地利用集積計画っていう計画自体は、農業委員会が決定する誰から誰に貸しますというだけの計画になっていまして、一応御本人からこんなものを作りますっていう計画としては、トマトとかを作るっていう話を聞いているのと、一応今のところ検討段階なんですけど、ハウスを建てるかもというお話は、うっすら聞いてはいます。農業委員会が出す計画としては、この（氏名）さんからひょうご農林機構に、ひょうご農林機構から（氏名）さんに貸し借りをするっていうのを決定します。決定しませんかというだけの内容になります。

○小中委員 いわゆる農地バンクですね。

○林会長 そうやね。

○事務局 そうです。農地バンクです。

○小中委員 そうやから例えば、ある集落の農地を全部農林機構のほうに出す。また、借り戻す。

○事務局 ただ、どちらかというと借りる方というよりも貸す方の利点があって、賃料を自分で

取りに行かなくてよいので、間に入ってくださることで、そっちが賃料のやり取りで利用して下さったりって感じで、感覚としては、不動産会社的な感じの仲介っていう、農地の貸し借り、オンリーの不動産みたいな感じで思っていたら、分かりよいかと思います。来年以降、より増えてくるかなと思います。このやり取り。

○小中委員 最近できたということですか。

○事務局 いや、昔から制度としてはあるんですけども、あまり使い勝手がよくないというか、間に入る理由もなかったんで、皆さんあんまり利用されてこなかったんですが、来年以降はかなりこっちが活発になって、利用賃借の方法が変わってくるので、この方法で使われる方が増えてくるかなと。

○林会長 だからそういう制度は、農地バンクとか、何や何や言いながらあったわけです。だから表札が変わっただけで、どこが主導するかというような意味合いも若干変わってきて、今度は県が面倒見るといような形になってきたということですよ。

○事務局 そうですね。

○林会長 あとは、市町村は大きな農業委員会にかけて、農家台帳を整理しなさいと、いうことになってきておると思いますわ。だから今、小中委員が言われたように何を植えるや、何やろかというのは、これは、また別の地域、地域いうのかセクションになってくると思います。そこまでも、農業委員としても把握しにくい、話では聞くとはいえますけど。こうしなきゃいけませんでとか、どうのこうの言えないと、いう部分はあると思います。

○事務局 そうですね、もちろん意見としておっしゃっていただくのは、問題ないんですけども。はい。

○林会長 ほかに何かございますか。特にならなければ、採決したいと思います。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事

務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の5ページを御覧ください。

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

では次の6ページを御覧ください。

申請人の譲受人が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さんです。申請地は、下佐曾利字(地番)と(地番)の2筆で、地目は両方とも田、地積が2筆合計で86㎡です。譲受人の耕作面積は1,930㎡で、耕作人数はお一人です。調査書は別紙のとおりで、権利の種類としては、所有権の移転になります。位置図につきましては、8ページを御覧ください。

7ページに戻りまして、調査書の説明をさせていただきます。譲受人は(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さん、作成者は岡村が作成いたしました。審査基準の第2項第1号(全部効率利用)としては、譲受人の方は既に申請地以外で営農しています。保有している農機具、トラクター3台、軽トラ2台、定植機1台、マルチ張機1台、コンボ転圧機1台を所有していらっしゃり、その能力等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。(農地所有適格法人以外の法人)第2項第2号につきましては、譲受人は個人のため、適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。(農作業常時従事)第2項第4号につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者はお一人ですが、年間360日、作業に従事される予定です。第2項第5号(転貸禁止)については、許可申請に係る農地は所有の農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地は、果樹(みかん)の販売と自家消費として、生産予定です。譲受人は、本件の権利取得によって、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、12月9日、事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員4名、推進委員1名が譲受人、(氏名)さんの立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認い

たしました。位置図につきましては、8ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いいたします。小中委員。

○小中委員 はい。私、現地を見に行っただんですが、これはですね、この8ページの地図を御覧いただきたいんですが、細長い、本当に狭小な農地なんですが、前がこれは県道になっているんですね。その県道を挟んで、ずっと本当はもう少し南側に一体の農地であったんです。それが、県道ができたために残地として今残っていたということで、なおかつ地盤の地面高も道路より2m近く低いところにあって、本当にどうしようもないような農地で、現況的には、ほとんど耕作もされていないような状況がありました。そして今、これ今回3条で買おうとしている人は、**(氏名)**さんは、この農地の北側をもう既に事業として、自分が利用しているわけです。下手地のような残っている農地をですね、裏側に**(氏名)**さんが持っているから、それと一体的に活用したいということで、取得したいと、そういう趣旨でなんですね。当面は、何かみかんを植えるなりして、ちょっと景観も見ながら、利用していきたいと、そのような趣旨でした。この農地自体、本当に残地で、ある意味でなかなか利用が難しい農地が、いよいよ北側のその一体的に利用されることによって、効果が出てくるかなというようなことなので、所有権を移転される3条については、適当であろうというふうに思っています。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして、御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい、では、議案書の9ページを御覧ください。

議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。では、10ページを御覧ください。全部で1件ございます。

届出者が、(住所)、(氏名)さんです。申請地は御殿山(地番)、地目は畑、地積は1,408㎡です。転用目的としては、駐車場と資材置場で、造成期間が令和7年の2月1日から30日間。建設期間も同じく令和7年2月1日から30日間。操業期間は令和7年の3月1日から5年間。施設の概要といたしましては、駐車場を10台、木竹伐採置場と砂利搬入と虎縄設置です。面積全部を駐車場と資材置場として利用予定です。この土地が市街化調整区域に入りますので、今回、4条の許可の県知事許可ということになっております。添付書類といたしまして、この工事に係る見積書と農振農用地区外であることの証明書と、自治会長(水利組合代表)・農会長の同意書と、隣接農地はないため、隣接農地の同意書はございません。あと自治会長・農会長・水利組合代表の同意書、先ほど申し上げた同意書の添付がございます。位置図につきましては、11ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。古野委員。

○古野委員 現地に確認にまいりました。(地域情報)の横にあるんですね。それで、(地域情報)に向かって崖になっているところで、比較的平たんなところをこのようにされて、特段の問題はないと思います。

○林会長 はい。本件に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

次に、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事

務局から説明願います。

○事務局 議案書の13ページを御覧ください。

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

議案書の14ページを御覧ください。こちらも1件ございます。

申請人のうち、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。申請地が切畑字（地番）、地目は田、地積は1,223㎡です。耕作者は（氏名）さんです。転用目的は、農園カフェと駐車場の建設です。造成期間は許可日から。建設期間は令和7年1月から許可日以降150日間。使用期間は令和7年6月からです。施設につきましては、木造平屋建1棟で、建物の面積は37.52㎡（延床面積）の予定です。権利の種類は所有権の移転で、その他といたしまして、農振農用地区内の農地であることと、添付書類といたしまして、事業計画書、農地選定に係る代替地の検討、及び自治会長（水利組合代表）・農会長の同意書の添付がありました。位置図につきましては、15ページ。施設の概要につきましては、16ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。地区委員のほうは私になっております。これについては前回の、総会のときの農振農用地除外の関係、ここらあたりで縦覧しているというようなことでお話もあった区域でございます。縦覧したところ、特に異議もなにもなかったというようなことで、いわゆる農振農用地除外が認められると。その辺の関係に基づいて動いた関係で、いわゆるこれもブルーベリーを作った中での喫茶店を作りたいというようなことで、前々から言われていたのがやっと日の目を見るようになったというようなことで、切畑地区、和田委員もその辺の内容についてもよく御存じで、また切畑自治会のほうにも御相談等にも行かれて、また承諾も得られているというようなこと和田委員のほうからも聞いております。そういうふうなことで、特に問題はないと思います。和田委員、特にないですね。

○和田委員 はい。もう説明も受けておりますし、汚水の件もよいだろうということで、浄化槽を設置して、農地のほうに入らないようになっておりますし、そうしますので特に問題ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。本件に対しまして、農業委員、推進委員、何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

次に、議案第55号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。
事務局から説明願います。

○事務局 はい。では議案書の17ページを御覧ください。

議案第55号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

次の18ページを御覧ください。全部で3件ございます。

1件目、申請人が(住所)、(氏名)さん。申請地は中筋(地番)、地目は田、地積は460㎡で、耕作者は(氏名)さんです。証明する従事者は(氏名)さんで、申請理由は(個人情報)です。(個人情報)の添付がございました。位置図につきましては、20ページを御覧ください。

続いて2件目です。申請者は(住所)、(氏名)さんです。申請地は中筋(地番)、地目は田、地積は332㎡で、耕作者は申請者の(氏名)さんです。証明する従事者も耕作者の(氏名)さんで、申請理由は(個人情報)です。(個人情報)の添付です。また、本人の申立書と農会長・農業委員の証明書の添付がございました。12月13日に本人と事務局で面談をいたしました。位置図につきましては、同じく20ページを御覧ください。

3件目です。申請者は(住所)、(氏名)さんです。申請地は中筋(地番)、地目は田、地

積は466㎡で、耕作者は申請者の(氏名)さんです。証明する従事者も(氏名)さんで、申請理由が(個人情報)です。(個人情報)の添付と、(個人情報)の添付がありました。本人の申立書と農会長・農業委員の証明書の添付がありました。11月28日に本人と事務局で面談をいたしました。位置図につきましては、同じく20ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。中筋(地番)、(地番)の関係、今里委員。

○今里委員 1番目と2番目の農地についてですけども、もともと1筆でして、この北側の農地が開発されることで、たまたまのタイミングで(個人情報)ということで、理由がちゃんとしているし、何も問題はないと思います。

それから3番目の中筋(地番)のほうですが、区画整理されたところで、(個人情報)ということで、別に問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か本件に対しまして、御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第56号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の21ページを御覧ください。

議案第56号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

22ページを御覧ください。全部で3件ございます。

1件目が、申請人、(住所)、(氏名)さん。農地の所有者が(住所)、(氏名)さん。都市の貸借権の設定を受ける都市農地は、安倉北(地番)と(地番)と(地番)と(地

番)と(地番)と(地番)の計6筆です。地目は全て田で、地積は6筆合計で3,633.82㎡です。譲受人は現在、641㎡耕作しておられ、労働力はお一人で耕作をしています。調査所は後ほど説明いたします。貸借の始期は令和7年の1月1日から令和16年の12月31日の10年間です。権利の種類といたしましては、使用貸借権となっております。

調査書の説明をいたします。24ページを御覧ください。

申請人は(氏名)さん。農地の所有者は(氏名)さんです。耕作の事業内容といたしましては、(氏名)さんが借り受けた農地については、水稻を行い、収穫物はJA兵庫六甲の宝塚営農支援センターを通じて全量出荷いたします。具体的な事業内容につきましては、借手の(氏名)さんは、除草等を適期に実施いたします。所有者である(氏名)さんは、水利に関わる保全、近隣農会・自治会等の折衝について年間20日程度の活動を行います。借手の(氏名)さんの従事状況につきましては、年間従事予定日数は200日となっております。申請人の(氏名)さんの農地の利用状況は、所有地が641㎡、所有地以外の農地につきましては、3,633.82㎡今回借りられる農地がございます。作付予定に関しましては、全面積水稻を行う予定です。所有している農具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台で、農作業経験は31年。労働力はお一人でされています。農地までの距離は2kmです。周辺地域との関係につきましては、借り受ける農地は近隣住宅地に配慮した農薬の使用は適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行います。今回、(氏名)さんと(氏名)さんの農地の貸借が(地番)については継続で、その他5筆につきましては新規の農地の貸し付けとなります。位置図につきましては27ページを御覧ください。

続いて2件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。所有者が(住所)、(氏名)さんと(氏名)さんのお二人です。貸借権の設定を受ける都市農地は、安倉南(地番)と(地番)の2筆です。地目は2つとも畑で、地積は2筆合計で481㎡です。譲受人は、耕作面積は今回の貸借の設定を受ける農地以外ではゼロ㎡で、労働力はお一人です。貸借の始期は令和7年の1月1日から、終期が令和7年12月31日の1年間で、権利の種類といたしましては、使用貸借です。

調査書の説明をいたします。25ページを御覧ください。

申請人は(氏名)さん。所有者は(氏名)さんと(氏名)さんです。耕作事業内容につきましては、今回近隣農地を借り受け、サツマイモ等のJAの奨励する農作物の栽培を行い、都市農地の振興を図ります。具体的な事業内容につきましては、借手の(氏名)さんは、除草等を適期に実施いたします。所有者の(氏名)さんは、近隣住民、農会・自治会等の折衝について年間18日程度の活動を行います。従事状況につきましては、借手の(氏名)さんは年間従事予定日数は160日となっております。農地の利用状況につきましては、所有地はゼロ㎡、所有地以外の481㎡は今回貸借をされる土地です。作付予定作物及び作付予定面積は、サツマイモ・根菜類・軟弱野菜で、全面積そちらに作付予定です。所有している機具は耕運機1台、農作業経験年数は13年、世帯の労働力はゼロ人で、圃場までの距離は7kmです。周辺地域との関係につきましては、借り受ける農地は近隣住宅地に配慮した農薬の使用を適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行います。今回の(氏名)さんと(氏名)さんの農地の貸借は、継続ということになっておりまして、前回は1年間の使用貸借を結んでおりました。途切れなくもう一度1年間ということで、申請をいただいております。

3件目です。申請人は(住所)、(氏名)さん。農地の所有者が(住所)、(氏名)さんです。貸借権の設定を受ける都市農地は、口谷東(地番)、地目は畑で、地積は502㎡です。譲受人の現状耕作面積はゼロ㎡で、労働力は1名でされています。貸借の始期が令和7年の1月1日、終期が令和7年の12月31日の1年間で、権利の種類といたしましては、使用貸借です。調査書の説明をいたします。26ページを御覧ください。

申請人は(氏名)さん。所有者は(氏名)さんです。耕作事業内容につきましては、借り受けた農地については、主にバラの苗を育成いたします。育成後ポッドに移植をし、通信販売やインターネット販売または既にある卸売先へ出荷をいたします。具体的な事業内容につきましては、借手の(氏名)さんは、収穫物の残渣等は農地に放置せず適切に処理いたします。また雑草や除草は適期除草作業を実施いたします。地権者(氏名)さんは、当該農地周縁部の除草や農会・水利組合との折衝、水路の管理等を行い、この農地で営む農業について年間3

0日以上従事をいたします。申請人の（氏名）さんの年間従事予定日数は300日です。農地の利用状況につきましては、現在所有している農地はゼロ㎡で、所有地以外で今回貸借される農地が502㎡となっております。502㎡の農地全てバラの苗を育成いたします。所有している機具は、耕運機1台、管理機1台です。農作業経験は1989年からバラの栽培経験があり、法人としては2011年1月からバラ栽培を継続しております。臨時雇用労働力はゼロ名で、圃場までの距離は自動車で10分です。周辺地域との関係につきましては、借り受けた農地は近隣住宅地に配慮した農薬の使用を適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行います。地域との役割分担につきましては、農道、水路、ため池等の共同利用施設を使用する場合には、地域及び借り受ける農地を管轄する農会の取決めを遵守いたします。法人の従事状況につきましては、役職及び氏名は代表取締役の（氏名）さん。法人の事業期間は23年1か月（氏名）さんの事業参画期間は14年の10か月となっております。この方も継続の貸借の申請で、また昨年も1年間、同じ農地の貸借をしていらっしゃいました。位置図につきましては、29ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、2件目、安倉北（地番）、安倉南（地番）の関係、田中委員。

○田中委員 はい。この間現地調査で見ましたが、特に問題はないと思います。

○林会長 はい。3件目の関係、口谷東（地番）の阪上委員。

○阪上委員 はい。昨年から1年間作られていたのですけれども、ちゃんとやっておられましたので、特に問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書の30ページを御覧ください。

報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和6年（2024年）12月20日。宝塚市農業委員会会長 林五郎。

それでは、31ページを御覧ください。

届出者、（住所）、（氏名）さん。届出地が川面（地番）、（地番）、（地番）の3筆です。地目は全て畑です。地積、3筆合計919㎡です。耕作者は（氏名）さんです。転用目的は、住宅用地。造成期間が令和6年11月20日から45日間。建設期間が令和7年1月23日から90日間。施設の概要が、鉄骨造2階建1棟です。面積が延床面積で700.27㎡。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないので同意書の添付はございません。全部事項証明書の添付。地役権権利者同意書添付（関西電力送配電株式会社が地役権の権利者）です。位置図につきましては32ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。川面（地番）の関係、古野委員。

○古野委員 はい、ここは、長く畑だったと。先ほど耕作と機械がなかったですけど、特段問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、次に、報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書34ページを御覧ください。

報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。議案書35ページを御覧ください。

届出者、譲受人が〔住所〕、〔氏名〕。譲渡人が〔住所〕、〔氏名〕さん。届出地が今里町〔地番〕、地目が田、地積219㎡、耕作者が〔氏名〕さんです。転用の目的は、戸建住宅分譲用地です。造成期間が令和7年2月1日から60日間。建設期間が令和7年4月1日から180日間。施設の概要としまして、構造が木造の戸建住宅4戸（2階建2戸・3階建2戸）です。面積が1戸当たりの床面積が約100㎡です。権利の種類は所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付がございます。隣接農地はないため、隣接農地の同意書は添付ございません。位置図につきましては36ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。今里町の関係で、古野委員。

○古野委員 周り住宅宅地化している状態で、特段の問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして御意見、御質問ございますか。

○小中委員 ちょっと確認ですが、これ面積219㎡で4戸で何か1戸当たり100㎡と書いてある。この関係。単純に4やったら400㎡になりそうや思うけど、そうやないのですね。

○事務局 そうです。100㎡が敷地面積ではなくて、床面積になりますので。

○小中委員 なるほど。2階建と3階建やから半分ほどやね。

○事務局 そうですね。

○林会長 よろしいか。ほかに。

○小中委員 はい、分かりました。

○林会長 ほかに何か。

特にないので、次に、報告第51号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届

出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい、それでは、議案書37ページを御覧ください。

報告第51号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

それでは、議案書38ページを御覧ください。

申請人が（住所）、（氏名）さん。申請地が山本野里（地番）及び（地番）、地目がともに畑です。地積が合計で624㎡です。転用の目的が進入路です。工事期間が令和6年12月15日から12月30日。施設の概要が砂利敷きで、面積は30㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書添付、隣接農地の同意書の添付、全部事項証明書の添付、目的に農業用施設（農機具等の搬入及び駐車スペース）となっております。位置図につきましては、39ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。山本野里（地番）、阪上委員。

○阪上委員 現地のほうは、前面道路よりも若干下がっておりまして、そのために農作物の搬入経路ということで、造成したいという話を聞いておりました。何か3月に相続されたみたいで、この土地そんなにきっちりせないかんのかなという話をしていたんですけれども、どうも息子さんが帰ってきあったときに、乗用車を止めることもありますということで、税務署に指摘されてもいけないので、もうこの際きっちりしておきたいということで、転用の届出を出されております。特に問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

○小中委員 ちょっと教えてほしいのは、これ何か例外転用と書いてあるこの意味合いというのは、どういうことでしたかね。

○事務局 本来であれば、砂利を敷いたりすることは転用に当たるので、届出とかで5条、4条の転用をしていただかなくてはいけないのですけれども、例えば農業の用に供する進入路であったりとか、倉庫を建てるとかいうので、特にこの方の、この山本野里（地番）は、生産緑地なので、生産緑地の場合は90㎡以内最大、90㎡いないであれば、こういった例外転用といった形で、農業の用に供する進入路や砂利敷きの場合は、実際の転用をせずに、こういった届出で倉庫を建てたり、進入路を作ったりということができるという規定になっております。

○小中委員 なる。そういう意味の例外でしておられるという意味ですね。

○事務局 はい。

○小中委員 分かりました。

○林会長 ほかに何かございますか。

ないようですので、次に、報告第52号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい、それでは、議案書41ページを御覧ください。

報告第52号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による届出があり、農地法第18条第6項の規定による通知をしましたので、報告します。

それでは、議案書42ページを御覧ください。

当事者が賃貸人、（住所）、（氏名）さん。賃借人、（住所）、（氏名）さん。賃貸の農地が、上佐曾利字（地番）ほか4筆となっております。地目が全て田、地積が5筆合計で4,620㎡。合意が成立した日が令和6年10月31日。土地の引渡時期が同じく令和6年10月31日です。離作補償の条件等はございません。その他といたしまして、賃貸借の契約の利用権の解除という内容です。対象農地が上佐曾利字（地番）・田・430㎡、上佐曾利字（地番）・田・450㎡、上佐曾利字（地番）・田・660㎡、上佐曾利字（地番）・田・1,020㎡、上佐曾利字（地番）・田・2,060㎡となっております。位置図につきましては、43ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。上佐曽利地区の担当委員の小中委員、御意見何かありますか。

○小中委員 私は、これは解約関係ということなので、当事者の問題はないということだと思いますので、特に問題ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御質問等ございますか。
特にないようですので、次に、報告第53号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書44ページを御覧ください。

報告第53号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。
別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

45ページを御覧ください。

1件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和3年11月16日から令和6年11月12日。耕作面積が663㎡。対象の農地が山本野里(地番)の1筆です。面積が自作地456.3㎡、全て自作地となっております。証明年月日が令和6年11月12日です。願出地、山本野里(地番)・畑・663㎡のうち456.3㎡(植木)となっております。位置図につきましては、47ページを御覧ください。

続きまして、2件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和3年11月16日から令和6年11月12日。耕作面積が892㎡。対象の納税猶予農地が中筋3丁目(地番)の1筆です。面積が892㎡で全て自作地となっております。証明年月日が令和6年11月12日です。願出地につきましては、中筋(地番)・田・892㎡(苗木)です。位置図につきましては、48ページを御覧ください。

続きまして、3件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和3年10月15日から令和6年11月13日。耕作面積が788㎡。納税猶予農地が口谷東(地番)ほ

か1筆の合計2筆です。面積が788㎡で全て自作地となっております。証明年月日が令和6年11月13日です。願出地が口谷東(地番)・畑・287㎡(持分1/2)、(地番)・畑・501㎡(持分1/2)全て(植木)となっております。位置図につきましては、49ページを御覧ください。

続きまして、46ページを御覧ください。4件目です。

申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和3年11月9日から令和6年11月20日。耕作面積が1万4,237㎡。納税猶予農地が山本丸橋(地番)ほか17筆の合計18筆です。面積が1万4,193㎡。農地自作地が全て1万4,193㎡となっております。証明年月日が令和6年11月20日です。願出地につきましては、その他の欄を御確認お願いいたします。全て(植木)となっております。位置図につきましては、50ページ、51ページ、52ページ、53ページをそれぞれ御確認ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案6件、報告5件について、審議等は終了いたします。これをもちまして、令和6年第12回の総会は閉会させていただきます。引き続き協議会に移りたいと思います。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五 郎

10番 金 岡 昭 弘

13番 田 中 宏 明